

エバーニュース

# EVER NEWS

vol. 5 平成26年8月20日 発行

エバー総合法律事務所では、個人のお客様と法人のお客様に身近な法律問題をニュースレターでお届けします。



- [連載] クレジットについて
- 無料相談会のご案内
- [連載] 事業者の方へ 債務整理の方法について
- 料金のご案内／事務所のご案内



# クレジット・ローン

第5回はクレジットです。「クレジット」の言葉は「信用貸し」や「信用販売」として用いられており、ネット、ガソリンスタンドやスーパーなどで、クレジットカードを日常的にお使いの方も多いかと思えます。主にキャッシング（借入金）や、買い物の立替金として利用します。カード以外にも個別にクレジット契約書を作成して行う方法もあります。キャッシングは借金ですので利息制限法の関係で過払いの問題がありますが、今回は「立替金」としてのクレジットについてお話します。きちんと自己管理ができればポイントも貯まりますし、便利な支払方法といえます。

でも、クレジットカードを使って購入した商品やサービスに欠陥があったらどうでしょうか。支払総額が4万円以上（リボルビング払いは3万8000円以上）、2か月以上の期間の支払、適用除外売買ではないという条件を満たす場合には、割賦販売法では販売事業者やサービス提供者に対して生じている事情（欠陥など）をクレジット会社に主張できます。販売会社やサービス提供者と、クレジット会社とは本来別会社なのですが、商品やサービスに問題があれば問題が解消するまで支払について拒否できる権利が認められております。この場合には書面で、商品に問題があることと、そのために支払について拒否することを通知（内容証明郵便の方が望ましいです）する必要があります。

個別のクレジット契約（売買）の場合はクーリングオフも可能です（クーリングオフできる記載がある書面を受領してから8日以内です。クーリングオフの仕方についてはエバーニュースVOL.3をご覧ください。ホームページにバックナンバーを掲載しております。）

支払方法で注意すべき点はリボルビング払い（リボ払い）についてです。クレジットカードを使う際に、一括払いかりぼ払いか聞かれます。リボ払いは月々の支払を定額化するので月あたりの負担は減りますが、手数料がかかりますし、気が付かないうちに負債が増えてしまいます。クレジットカードによる立替金やキャッシングは、破産の大きなきっかけの一つとなっており、自分の収入の範囲内で支払えるよう計画的に利用することが大切です。リボ払いは定額の分割払いとなり負債総額の意識が薄れがちですので、クレジットカードの利用については十分に注意しましょう。



### INFORMATION

## 無料相談会のご案内

8月22日(金)、8月26日(火)、8月29日(金)の各午後2時から4時の間にて、お一組様各30分で無料相談を行います。

ご希望の方は当事務所までお電話にてご予約のうえでお越しください。

なお、今後の無料相談会の予定については当事務所のホームページにてご案内いたします。

<http://ever-lawyers.jp/>

「エバー総合法律事務所」で検索を



# 事業者の方へ 債務整理の方法について

今回は利息の過払いに該当する場合は触れませんが（場合によっては債権が消えたり少なくなることがあります）、借入金が多かったり、資金繰りで事業継続が困難になった場合の整理の方法はいくつかあります。

いわゆる任意整理といって裁判所を利用しない方法があります。個別の債権者と、あるいは全債権者と、交渉によって債権の支払方法について決めていく方法です。弁護士を代理人として進める方がよりスムーズです。信用不安もそれほど広がらずに、取引にも影響が少なく済むというメリットがあります。でも、あくまでも交渉ですので、債権カット（特に元金部分）はなかなか難しい場合が多いですし、また交渉が難しい場合には、法的な手続きを利用せざるをえません。

法的な手続については、会社更生法や民事再生法という手続もありますが（基本的にはやり直すための手続です）、もっと簡便に民事調停（債権者との裁判所での話し合いです）という方法を利用して整理する方法があります。その中でも特定調停という方法があります。一般の民事調停との違いは、判決などの強制執行ができる方法を債権者が有している場合に、調停手続の間だけでも強制執行を止められるかどうかにあります。裁判所の判断によることとはなりますが、話し合いの最中に強制執行を受けては債務整理も難しくなりますので、特定調停・執行停止の方法の利用を検討する価値はあります（なお、給料、賃金、賞与、退職手当などの性質を有する給与に関する債権に基づく執行手続は対象になりません）。

特定調停においては会社の決算状況など収支状況を明らかにする必要があります。ポイントは、借金の返済はとりあえず措くとして、事業が利益を上げることができるかどうか（返済のための資金を稼ぐことができるか）が分かれ目となります。返済の元手を作ることができる会社でなければ整理どころか清算するしかありません。連帯保証人などの被害者を少なくし、従業員や取引先に迷惑をかけないためにも整理の決断は早く行う必要があります。事業自体の収益性が難しければ、破産手続や特別清算など、裁判所の監督のもとに行う清算手続しかありません。

なお、廃業の場合にも以上の方法を利用して整理しますが、事業に資産的価値があれば事業譲渡が行えます。そして、債務が残るかどうか、第三者的な債権者が存在するかで、法的な手続を行うべきかどうかを判断することとなります。





# 料金のご案内

## 一般的な料金の概要

**ご相談料** 事件受任の場合は頂戴しません。

30分	3000円プラス消費税
1時間	5000円プラス消費税

予約電話番号 **043-225-3041**

## 法律顧問料

- **個人事業の場合** 標準月額 2万円（消費税別途）から  
ただし、個人サポートの場合には月額5000円プラス消費税  
\*サポート対象かどうかについては、ご相談ご予約内容によって判断させていただきますのでお気軽にご相談ください。生活に関することや、事業でも小規模な不動産賃貸の場合にはサポートにて対応しております。
- **法人の場合** 標準月額 3万円以上（消費税は別途）  
\*需要に応じてご相談によって決めさせていただきたいと思えます。通常は1社あたり3万円から5万円が最多価格帯（消費税別途）となっております。

## 参考例

以下は、良くある場合について一例として費用について掲げました。

基準の詳細については当事務所のホームページで報酬基準詳細をご覧ください。

## 1 金銭請求

たとえば600万円の請求をする場合には（仮差押えがない裁判のみの場合）

着手金	30万円プラス消費税
預り金	10万円程度
報酬	全額回収できた場合 60万円プラス消費税
200万円のみの場合	32万円プラス消費税

## 2 交通事故

たとえば1000万円の請求をする場合には（仮差押えがない裁判のみの場合）

着手金	50万円プラス消費税
預り金	10万円程度
報酬	全額回収できた場合 100万円プラス消費税
200万円のみの場合	32万円プラス消費税

\*なお、交通事故による賠償請求ではご加入になっている保険契約で、弁護士特約にご加入になっている場合には、免責額を除いては、保険による対応となります。

## 3 離婚

たとえば、離婚のみの場合には、調停から始まることとなりますが、

調停着手金	30万円プラス消費税
預り金	5万円
報酬	30万円程度（調停のみにて終了した場合です）

\*離婚については、親権、財産分与、養育費、婚姻費用分担、年金分割、面会交流などの各オプションがつくことが多いですし、また訴訟に移行する可能性も高いといえます。そのため、目安としては、着手金は30万円から50万円程度（消費税別途）、預り金は5万円から10万円程度、最終的な報酬としては30万円から50万円程度（消費税別途）という目安になります。

## 4 刑事事件

たとえば、窃盗で逮捕された場合、

着手金	30万円から50万円プラス消費税
預り金	5万円程度
報酬	30万円から50万円プラス消費税

\*執行猶予が付いた場合や刑の軽減となった場合です。

## 5 成年後見

たとえば、認知症の方について成年後見を申し立てる場合

申立着手金	10万円から20万円プラス消費税
預り金	5万円程度

それ以外に鑑定費用（精神科医師の費用ですが5万円から10万円が目安）

# 事務所のご案内



〒260-0013 千葉市中央区中央4-12-1 KA中央ビル4階

**エバー総合法律事務所**（旧 菊地秀樹法律事務所）

代表 弁護士 菊地秀樹（千葉県弁護士会所属）

TEL 043-225-3041

FAX 043-225-0071

## 業務時間

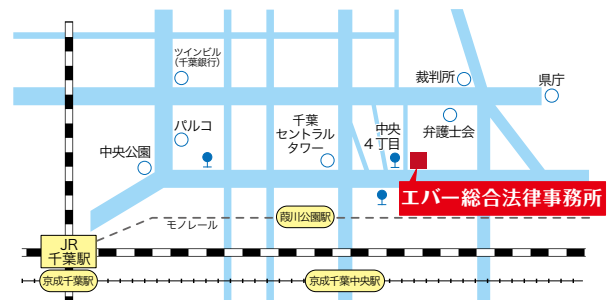
午前9時より午後6時まで

\*なお、ご相談時間については夜間、土曜日などご要望の場合にはご相談ください。

## ホームページ

<http://ever-lawyers.jp/>

「エバー総合法律事務所」で検索を



- 千葉駅 2番バス乗り場より乗車。2つ目の「中央4丁目」下車
- 駐車場は周りの有料駐車場をご利用下さい。